

控除額の比較

	従来の医療費控除	スイッチOTC薬控除(医療費控除の特例)
控除額	(その年に支払った医療費の総額－保険金等で補填される金額)－(10万円又は総所得金額等の合計額の5パーセントのいずれか少ない額)	(その年に支払ったスイッチOTC薬の総額－保険金等で補填される金額)－1万2千円
控除限度額	200万円	8万8千円

該当する書類

1. 寝たきり老人のおむつ代	医師が発行した「おむつ使用証明書」 (補足) おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降で介護保険法の要介護認定を受けている一定の方は、市町村長等が交付する「おむつ使用の確認書等」をおむつ使用証明書に代えることができます。
2. 温泉利用型健康増進施設の利用料金	温泉療養証明書
3. 指定運動療法施設の利用料金	運動療法実施証明書
4. ストマ用装具の購入費用	ストマ用装具使用証明書
5. B型肝炎患者の介護に当たる同居の親族が受ける同ワクチンの接種費用	医師の診断書 (その患者がB型肝炎にかかっており、医師による継続的治療を要する旨の記載があるもの)
6. 白内障等の治療に必要な眼鏡の購入費用	処方箋 (医師が白内障等一定の疾病名と治療を必要とする症状を記載したもの)
7. 市町村又は認定民間事業者による在宅療養の介護費用	在宅介護費用証明書